

事務連絡
令和6年6月26日

各著作権等管理事業者 御中

文化庁著作権課著作物流通推進室

デジタル原則を踏まえた著作権等管理事業法の規定の適用に係る
解釈の明確化について

令和3年12月より、デジタル改革、規制緩和、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造改革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的としてデジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣。以下「調査会」という。）が開催されました。

令和4年6月、調査会は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」という。）を策定し、7項目のアナログ規制（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）等について点検・見直しを行うこととし、同年12月にはこれらの規制等に係る見直しに向けた工程表が策定されました。

当該工程表においては著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）第19条の報告徴収及び立入検査についても、目視規制に当たるものとして見直しの対象とされ、情報収集の遠隔化が図られるよう通知・通達等の発出等により対応することとされました。

このことを踏まえ、著作権等管理事業法第19条に規定する報告徴収及び立入検査については、報告徴収等の目的等を考慮した上で、文化庁長官が必要と判断した場合には、オンライン会議システムその他デジタル技術を活用して実施する場合がありますので、その旨お知らせします。

(参考)

○デジタル臨時行政調査会の取組

<https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/>

○著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）

（報告徴収及び立入検査）

第十九条 文化庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、著作権等管理事業者に對し、その業務若しくは財産の状況に關し報告させ、又はその職員に、著作権等管理事業者の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 (略)

以上

【本件担当】

文化庁 著作権課 著作物流通推進室

管理係 本多

電話：03-6734-2847（直通）

Mail：ckanri@mext.go.jp